

# ライブハウスでのライブイベント実施の可否について（1月21日～2月13日）

飲食店許可なし → 「遊興施設」		飲食店許可あり → 「飲食店」			
<ul style="list-style-type: none"> <li>● イベントを開催する場合、規模要件に沿って施設を使用すること（§24IX）</li> <li>● カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避ける、こまめな換気を行う、マイク等の消毒を行うなど、基本的な感染防止策を徹底すること（§24IX）</li> <li>● 長時間に及ぶ飲食・飲酒など、感染リスクの高い行動を避けることについて、利用者への注意喚起を図ること（§24IX）</li> <li>● 新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第5条の5に規定される以下の各措置を実施すること（§31の6 I）               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 従業員に対する検査の勧奨</li> <li>・ 入場をする者の整理等</li> <li>・ 発熱等の症状のある者の入場の禁止</li> <li>・ 手指の消毒設備の設置</li> <li>・ 事業を行う場所の消毒</li> <li>・ 入場をする者に対するマスク着用周知</li> <li>・ 感染防止措置を実施しない者の入場禁止（すでに入場している者の退場を含む）</li> <li>・ 施設の換気</li> <li>・ 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等）</li> </ul> </li> <li>● 業種別ガイドラインを遵守すること（§24IX）</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「徹底点検 TOKYOサポート」プロジェクトにおける「感染防止徹底点検済証」の交付を受け、これを店頭に掲示している店舗（認証店）               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 以下の①又は②のいずれか一方とすること（§31の6 I）                   <ul style="list-style-type: none"> <li>① 営業時間 : 5時から21時までの間 酒類の提供・持込 : 11時から20時までの間</li> <li>② 営業時間 : 5時から20時までの間 酒類の提供・持込 : 行わない</li> </ul> </li> <li>・ 同一グループ・同一テーブル・4人以内とすること（§24IX） ただし、「対象者全員検査」制度を活用し、全員の陰性の検査結果を確認した場合、同一グループの同一テーブルへの5人以上の案内可</li> <li>・ 認証基準を適切に遵守して営業すること（§24IX）</li> </ul> </li> <li>● 上記点検済証交付を受けていない又は掲示していない店舗（非認証店）               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 以下のとおりとすること（§31の6 I）                   <ul style="list-style-type: none"> <li>営業時間 : 5時から20時までの間 酒類の提供・持込 : 行わない</li> </ul> </li> <li>・ 同一グループ・同一テーブル・4人以内とすること（§24IX）</li> </ul> </li> <li>● カラオケ設備を提供している店舗               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用者の密を避ける、こまめな換気を行う、マイク等の消毒を行うなど、基本的な感染防止策を徹底すること（§24IX）</li> </ul> </li> <li>● 上記の店舗に共通の要請               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業種別ガイドラインの遵守を要請（§24IX）</li> </ul> </li> </ul>			
無観客イベント	有観客イベント	認証店		非認証店	
		無観客イベント	有観客イベント	無観客イベント	有観客イベント
○ (時間制限なし)	○ (時間制限なし)	○ 21時まで 又は20時まで ※それ以降については 下記参照	○ 21時まで 又は20時まで ※それ以降については 下記参照	○ 20時まで ※それ以降については 下記参照	○ 20時まで ※それ以降については 下記参照

※ 飲食店としての営業時間（認証店：20時又は21時、非認証店：20時）以降、イベント（ライブ）を実施するためには、飲食店としての営業時間までに飲食利用者を一度退場させ、改めて観客を入場させた上で、それ以降、飲食を提供せずに実施することが必要（単に、20時又は21時までに飲食の提供を終了しただけでは、継続してイベント（ライブ）を実施することはできない）